

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年12月5日

呉市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

種類				実施地域	実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業			
	○			倉橋	令和7年度～令和11年度	黒岩営農部会
	○			倉橋	令和7年度～令和11年度	第三水越地区営農組合中山間
	○			安浦	令和7年度～令和11年度	呉市安浦町中畑集落協定
	○			安浦	令和7年度～令和11年度	原畑中山間地
	○			安浦	令和7年度～令和11年度	中山間地域中切地区
	○			安浦	令和7年度～令和11年度	中山間地市原集落協定
	○			安浦	令和7年度～令和11年度	内平中山間集落協定組合
	○			安浦	令和7年度～令和11年度	女垣内地区集落協定組合
	○			安浦	令和7年度～令和11年度	寸田原組集落協定
	○			安浦	令和7年度～令和11年度	女子畑下地区集落協定
	○			豊	令和7年度～令和11年度	大長山穂集落協定